

總務部長

鳥取縣公報

昭和十六年三月二十八日
第一千二百十九號

金曜日

本書ノ大キササ 定規格A5判

告示

◇鳥取縣告示第二百六十五號

昭和十六年四月入學セシムベキ神宮皇學館大學附屬專門部學生ヲ募集セラルル應募希望者ハ左記ヲ熟讀ノ上應募セラレタシ
昭和十六年三月二十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

神宮皇學館大學附屬專門部入學募集要項

- 一 大學建學ノ趣旨 神宮皇學館建學ノ精神ニ則リ我國固有ノ教學ノ基本ヲ培フ學術ノ理論及應用ヲ教授シ併セテ其ノ蘊奧ヲ究メ以テ國家有用ノ人物ヲ練成スルヲ目的トス
- 二 附屬專門部ノ目的 大學建學ノ趣旨ニ本キ神道ニ關スル專門教育ヲナス
- 三 位 置 宇治山田市外神宮皇學館大學内
- 四 修業年限 三箇年
- 五 募集人員 第一學年約四十名
- 六 入學資格 中等學校卒業者並ニ之ト同等以上ノ資格ヲ有セル者
- 七 生徒募集期

- 1 願書受付期日 三月十五日ヨリ三月三十一日迄トス

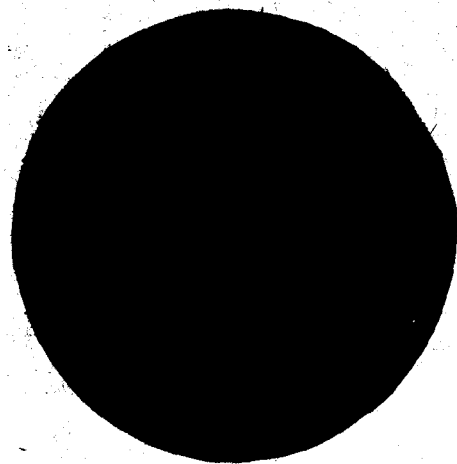
鳥取縣公報 每週曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和十六年三月廿八日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00089

鳥取縣公報 第千二百十九號 昭和十六年三月廿八日 (第三種郵便物認可) 二

00090

事變特報



彙

報

第九十八號

舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

鳥取縣公報 第千二百十九號 昭和十六年三月廿八日 (第三種郵便物認可) 三

大政翼賛會實踐要綱

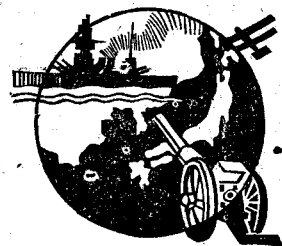
- 一、臣道の實踐に挺身す。
即ち、無上絶対普遍眞理の顯現たる國體を信仰し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら惟神の大道を顯揚す。
- 二、大東亞共榮圏の建設に協力す。
即ち、大東亞の共榮體制を完備し、その興隆を圖るとともに、進んで世界新秩序の確立に努む。
- 三、翼賛政治體制の建設に協力す。
即ち、經濟・文化・生活を翼賛精神に歸一し、強力なる綜合的翼賛政治體制の確立に努む。
- 四、翼賛經濟體制の建設に協力す。
即ち、創意と能力と科學を最高度に發揮し、翼賛精神に基く綜合的計畫經濟を確立し、以て生産の飛躍的増強を圖り、大東亞における自給自足經濟の完成に努む。
- 五、文化新體制の建設に協力す。
即ち、國體精神に基き雄渾・高雅・明朗にして科學性ある新日本文化を育成し、内は民族精神を振起し、外は大東亞文化の昂揚に努む。
- 六、生活新體制の建設に協力す。
即ち、翼賛理念に基き新時代を推進する理想と氣魄を養ひ、忠孝一本國民悉く一家族の成員として、國家理想に結集すべき科學性ある生活體制の樹立に努む。

目 次

一 青年學校義務制の進展……………	(社會教育課) 六頁
一 米穀應急措置法に就て……………	(農務課) 八頁
一 臨時軍事費……………	(振興課) 一〇頁
一 鳥取縣食糧増産指導計畫……………	(農務課) 二頁
一 昭和十六年度米穀増産督勵行事日程……………	(同) 四頁
一 米麥増産計畫參考表……………	(同) 六頁
一 青少年學徒の食糧増産運動……………	(社會教育課) 九頁
一 陋習一洗……………	(社會課) 三頁
一 肥料の反應……………	(農務課) 三頁
一 文部省推薦映畫……………	(社會教育課) 二頁

増産よせ愛・産生よせ資源

00093



青年學校 義務制の進展

時局と共に青年教育の重要性はいよ／＼加はり、この青年教育の核心である青年學校の教育は義務制の實施と共に躍進的な發達を遂げ、社會一般の認識も一層強くなつてきたのであるがこの四月からは本科第一學年、即ち本年三月の高等小學校卒業者が男子は全部義務制となることとなつたので、こゝにその制度の概要、特に義務就學の關係について一般の理解と協力を得たいと思ふ。

△青年學校制度の沿革

以前我が國においては、小學校卒業後上級學校に進學しない大衆青年に對する教育機關としては、實業補習學校と青年訓練所とがあつた。實業補習學校は男女青年に對し職業教育と公民教育とを施すことを主眼とし、青年訓練所は男子青年の心身の鍛錬を主とし、兩々相俟つて青年教育の充實振興に貢獻したのであつたが時代の趨勢に鑑みて兩制度の特質を綜合し、昭和十年四月新たに青年學校の制度が創設されたのである。

△義務制の實施

青年學校の創設は、一層青年の自覺を促し、社會一般の理解協力を得て極めて急速な發達を見たのであつて、特に今次事變に當つては生徒及び卒業生の戦線統後における目ざましい活動によつて、更に青年學校教育の眞價は廣く一般の認識するところとなつたが、政府においても未曾有の重大時局に直面し、これが打開のためには全國青年の思想精神を確立し、智能體力の向上を圖つて國民精神の振作、産業の進展、地方更生に寄與すると共に、國防力の根基に培ふことは實に一日も忽せは出来ない施設であるとして、昭和十三年一月、時の近衛内閣により、とりあへず男子青年に對し青年學校教育を義務制とする方針が決定され、昭和十四年四月、改正青年學校令が公布されたのである。

この義務制は、昭和十四年度において先づ普通科第一學年(尋常科卒業者及同等者入學)にだけ實施され、だん／＼年を追ふて實施の學年を進めて本年四月から、前にもいふやうにいよ／＼青年學校の本體ともいふべき本科の學年に實施されることになつたのである。従來の實績から見ても任意制度の時にくらべてその就學率は非常に向上し、出席率もまた著るしく高まつて豫期の成績をあげてゐるのであるが、いよ／＼本科の學年に進むことになると、義務として就學すべき生徒數も極めて多數となり、それら生徒の多くが雇傭、出稼等の關係から轉住するなど就學上種々の困難が伴ふので、この際特に保護者、雇傭主は勿論、社會一般の本制度に對する理解を得たいと思ふ。

本年四月から義務として青年學校に就學すべきものは、次の諸

00094

項に該當するものである。

- (1) 普通科第一學年に入學すべき者
尋常小學校を卒業した者で國民學校高等科又は中等學校へ進まない者
- (2) 普通科第二學年に入學すべき者
本年三月高等小學校第一學年修了又は中等學校第一學年で退學した者
- (3) 本科第一學年に入學すべき者
本年三月高等小學校を卒業した者で中等學校へ進まない者

(詳細は市町村當局に照會のこと)

△保護者の義務

青年學校に青年を就學させる義務は、これを保護者(親權者)に課せられてゐる。そしてこの義務は、青年が雇傭、出稼等のため、保護者と居住地を異にする場合でも同様である。この場合、青年が郷里を離れる前に必ずその旨を市町村長に通知し、行先の市町村長に青年の氏名及び居所等を届出でなければならぬ。また上級學校等の中途退學者は、保護者がその旨を市町村長に届出で、直ぐに青年學校に入學させなければならぬ。

△義務就學時數

保護者は青年を青年學校に入學させるとともに、學校で定めた

日時に出席させることが必要である。

青年學校は男子は普通科二年、本科五年が通例で、その上に研究科が設置されてゐる。その「教授及訓練」科目としては「修身及び公民科」、「普通學科」の職業科、「教練科」(普通科にあつては體操科)があり、時數は普通科及び本科第一、第二學年は一ヶ年二百十時以上、本科第三學年以上は一ヶ年百八十時以上になつてゐるが、保護者は、これによつて少くともこの最低時數の教育を受けさせなければならぬことを御了解願ひたいのである。

△使用者の理解と協力

それには、青年學校に就學すべき青年の大多數が雇傭されてゐる關係上、保護者のほかに雇傭主の理解と協力とに俟つところが極めて多いのである。勅令にも「義務就學者ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リテ義務就學者ノ義務課程ノ履修ヲ妨グルコトヲ得ズ」と規定され、また青年學校令によつて就學させられる者の就業時間に関する法律には「工場法、鑛業法ニ基キテ發スル命令又ハ商店法中就業時間數ノ制限ニ關スル規定ヲ青年學校令ニ依リ就學セシメラルベキ者ニシテ十六歳未満ノモノニ適用スル場合ニ於テハ其ノ者方履修スベキ義務課程タル一日ノ教授及訓練時間ハ之ヲ就業時間ト看做ス」と規定されて居り、これによつて義務就學者の義務課程の履修を一層容易にさせることにもなつてゐる。しかしながら、本教育の重要性に鑑み、皇國民の鍊成上、法令の有無にかゝらず、雇傭主は保護者に代つて眞に世の親心を持つて青年の勉學を奨励されるやうに御願ひしたい。

△就學事務の處理

00095

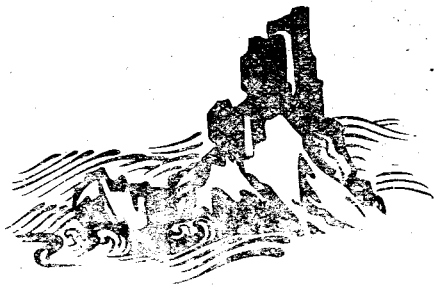
市町村當局においては、特に義務就學者の調査について遺漏のないため義務就學者名簿を正確に處理してゐるのであつて、即ちその年の四月一日から翌年三月三十一日までの間に満十三歳に達すべき男子青年は、義務就學者として青年學校に入學すべき者であるから、これに對する調査を完全に行ひ、これに基づいて毎年一月末迄に翌年度の義務就學者名簿を編成し(國民學校の學齡簿を代用することを得)そして右の義務就學者名簿に未登載の者は遅滞なくその名簿に記入し、また既に名簿に登載してある者が市町村外に轉任した場合には、これを名簿から抹消するとともに轉任地の市町村長宛に、義務就學者名簿の謄本、學齡簿を代用した時は青年學校に關する部分の抄本を送付する等の手續を行つてゐるのである。又右の謄本または抄本の送付を受けた市町村長は、送付した市町村長に對し遲滞なく、義務就學者名簿に記入の手續を終了した旨、または本人の來住しない旨を通知するのである。

これは、青年の移動が極めて多い事實に照らし、周到な青年の調査と市町村間における確實な聯絡とによつて生徒の就學の完璧を期するためである。

また生徒の就學出席の督促についても、市町村長は青年學校長と協力し、また學務委員その他の有力者とよく連絡して、組織的にこれに當ることになつてゐる。

未曾有の重大時局に當面する我が國は、今こそ國の總力を擧げて大東亞新秩序の建設に邁進しなければならぬ。特に日本の將來を雙肩に背負つて立つ男女青年の任務はいよゝ重く、その教育訓練も心身の鍛鍊も今ほど必要な時期はないのである。

眞に青年學校の躍進を期する所以である。



米穀應急措置法に就て

食糧管理當局第一部長

石井榮之助

此の度政府では、現下の食糧事情に鑑みまして米穀の應急措置に關する法律を改正することになりまして、其の改正法律は既に貴衆兩院を通過致し、近く施行の運びに相成りましたので、其の内容の概略を申し上げたいと存じます。

米穀の應急措置に關する法律は、事變發生の當初昭和十二年九月に制定せられたものでありまして、第一點は、

「軍用に供するための必要のある場合には政府の米穀需給調節特別會計に屬しまする米、即ち政府所有米を軍用のために廻すことが出来る」

と云ふ點と、第二點は

「政府は支那事變に關聯して必要とする數量の米を保有するために、米價に悪影響を及ぼすことのない場合に於ては時價に準據した價格で米の買入をなすことが出来る。」

と云ふ此の二點を内容とするものであつたのであります。

其の後一昨昭和十四年の下半期頃から米穀事情が急變を致して參りました結果、米の問題は全體としての數量、價格の調節と云ふ點を考慮するだけでは不十分となりまして、地方的な米の配給の點にまで立ち入つて統制をすることが必要となつたのであります。

即ち米の産地に必要な數量の米を政府で買入れて、之を計畫的に消費地方に輸送を致し配給することを實行致さなければならぬ。又は同じ府縣内に於きまして、生産地方から消費都市の方へ米を廻すために政府で配給すると云ふところまで行くことが必要となつたのであります。

それから一方に又食糧の問題は単に米だけの問題でなくして、麥類其の他の穀物、及び小麦粉等と關聯せしめて處置をして行かねば、米自體の配給も旨く參らないと云ふ現實の事態となつて參つたのであります。

右のやうな事情に應じまして、昨年此の米穀應急措置法の第一回の改正が行はれたのであります。其の改正の要點は

「政府は米の配給上特に必要がある場合には米穀は勿論其の他米穀以外の穀物及び穀物の買入れ賣渡しをなし得る」

と云ふことにしたのが要點であります。此の改正法律に依りまして、昨年来大量の米の買入れ、賣渡しを實行する時には麥類の賣

買をも實施致しまして、之等のものゝ配給に努力をして參つたのであります。

爾來一年間、我國の米穀其の他の食糧事情の推移は却々樂觀を許さざるものがありますので、色々な場合を考慮致しまして、食糧の配給に遺憾なき措置を執り得るやう、今般第二回の改正を致すことに相成つたのであります。それで今回の改正の要點は三つの事項になつて居るのであります。

第一は

「米穀の配給上特に必要のある場合には、從來政府が此の法律に依り買入れ、賣渡しを行つて居りました、米麥類、小麦粉等の外に甘藷、馬鈴薯等の食糧農産物又は麵類等の加工品をも取扱ふ」

ことに致しまして、之等食糧の配給を圓滑にし、事情の推移に對應して必要の措置を執り得るやうに致したことであります。其のために「米穀並に米穀以外の食物及び穀物」とありましたものを「米穀及び米穀以外の食糧農産物並に其の加工品」と云ふ風に改めたのであります。

第二は

「此の法律に依る米、麥類及び小麦粉の食糧農産物又は其の加工品の買入れに關する資金の限度を増額」

致したことあります。

右の買入れ、賣渡しに關する一切の歳入歳出は需給調節特別會計に屬し、買入代價は證券で支拂ふことになつて居るのであります。此の特別會計の負擔となる證券及び買入金の額は合計して

00096

00097

現在では最高十一億五千萬圓なのであります。
ところで、前に申したやうに政府の買入れをなす物資の範圍を擴張し、又米等の買入數量を増加するの必要が豫想せられますので、此の資金限度を更に二億五千萬圓増額致しまして、必要に應じて、總額十四億圓までの資金を運用して買入れをなし得ることに改正を致したのであります。

第三は
「此の法律に依る米の買入れ、賣渡しの實行上米穀統制法第二條の最低價格、最高價格を勅令を以て定むる場合に於きましては、必ずしも之を公定することを要しない」と云ふことに致したことであります。

現在米の價格は、米穀配給統制法と云ふ法律の規定に基いて定められました最高販賣價格に依つて制限をされて居り、政府の買入れ、賣渡しも本應急措置法に依りまして、右の最高販賣價格に準據して定めた價格に依つて實行を致して居るのであります。

従つて現實の問題と致しましては、米穀統制法の最低價格及び最高價格に依る買入れ又は賣渡しと云ふものは之を實行する必要がない。其處で此の現實の事情に即しまして、米穀統制法の最低價格及び最高價格は、一定の場合には必ずしも公定することを要しないと云ふことに改正を致したのであります。

今回の改正の要點は概略以上の三點であります。此の改正に依りまして、政府は米は勿論米以外の食糧農産物又は其の加工品に付きまして、情勢に應じ大量の買入れ、賣渡しを行ひ得ることとなつたのであります。之に依つて之等食糧の全般に亘り配給

の圓滑を圖り得る途が開かれた譯であります。
右のやうな次第でありまして、此の米穀の應急措置法の改正の經過は、最近に於ける我國食糧事情の推移に應ずるものであり、此の事情の變化の實體を反映致して居る次第であります。



臨時軍事費について

さきに昭和十六年度に於ける豫算についてその大體を記して置いたが、その後決定した臨時軍事費について述べると概要次の通りである。即ち第七十六回帝國議會の協賛を経た臨時軍事費豫算追加額は

- 臨時第一號 十 億 圓
- 臨時第二號 四十八億八千萬圓
- 計 五十八億八千萬圓

である。右のうち、臨時第一號の追加額は概ね昭和十六年三月頃まで、また臨時第二號の追加額は概ね明年一月頃までに必要な作戦部隊艦船等の維持費、その他事變關係の諸經費を計上せられてゐるものである。

臨時軍事費は支那事變終局までを一會計年度とするものであるが、假に一般會計の年度區分によつてこの追加豫算を區分すれば

00093

前者は昭和十五年度所屬の豫算であり、後者は昭和十六年度所屬の豫算であると考へて、この臨時第二號の追加額と、一般會計の昭和十六年度豫算額七十九億九千五百一十一萬圓とを合計すると百二十八億七千五百一十一萬圓となるのであるが、しかしこの場合、一般會計から臨時軍事費特別會計に繰入れられる六億七千萬圓は重複されるから、これを除外すれば

昭和十六年度豫算總計は
百二十二億五百一十一萬圓
となるわけである。

第七十六回帝國議會の協賛を経た臨時軍事費追加豫算は同會計の第四次及び第五次の追加豫算であつて、これ

臨時軍事費の豫算現額は
二百二十三億三千五百七十七萬七千圓
となるのであつて、この數字が如何に大きなものであるかは、左にかゝける過去の戦費と比較して見れば明らかである。

- 日清戦役 二億四十七萬五千圓
- 日露戦役 十五億八百四十七萬二千圓
- 歐洲戦争 八億八千六百六十六萬一千圓
- 滿洲事變 十九億三千二百二十五萬圓

尙参考の爲に昭和十六年度總軍事費、及び事變以來の臨時軍事費をまとめて記すと次の通りである。

- ◇昭和十六年度總軍事費 (單位千圓)
- 一般會計
- 陸軍省所管 一、六九九、五六七

- 海軍省所管 一、五四八、三三三
- 計 三、二四七、八九一
- 臨時軍事費 四、八八〇、〇〇〇
- 合 計 八、一二七、八九一

- ◇事變以來の臨時軍事費 (單位千圓)
- 昭和十二年度第二豫備金支出 一〇、一九八
- 第七十一議會成立豫算額 五〇七、二〇八 (昭和十二年八月)
- 第七十二議會成立豫算額 二、〇二二、六七一 (昭和十二年九月 この時臨時軍事費特別會計となる)
- 第七十三議會成立第一次追加豫算額 四、八五〇、〇〇〇 (昭和十三年三月)
- 第七十四議會成立第二次追加豫算額 四、六〇五、〇〇〇 (昭和十四年三月)
- 第七十五議會成立第三次追加豫算額 四、四六〇、〇〇〇 (昭和十五年三月)
- 第七十六議會成立第四次追加豫算額 一、〇〇〇、〇〇〇 (昭和十六年二月)
- 第七十六議會成立第五次追加豫算額 四、八八〇、〇〇〇
- 合 計 二二、三三五、〇七七

00099



鳥取縣 食糧増産指導計畫

時局の進展と國際情勢の緊迫は益々食糧増産の必要を強化し、現下の國情に於ては食糧増産は大東亞建設國策の完遂に缺くべからざる重大問題となつた。依つて本縣では國家の増産計畫に即應してその増産確保を期するため次の如くその指導要綱を複製し指導網を編成して官民一致食糧の増産に邁進することとなつた。

即ち農業技術を總動員して縣に「鳥取縣食糧増産指導本部」を設け、又各郡に「郡食糧増産指導部」を、市町村に「市町村食糧増産指導部」を、又各部落には「部落食糧増産挺身隊」を設置して學縣一致これが目的達成に邁進するものであつて、以下その組織運営並びに指導方法を記せば次の如くである。

(一) 鳥取縣食糧増産指導本部

- 部長 經濟部長
- 副部長 農務課長、農事試驗場長
- 顧問 縣農會會長並に縣内學識經驗ある者より知事之を

囑託する

- 企畫係長 主要食糧主任技師
- 企畫係 縣廳 肥料主任技師、病害蟲主任技師、小麥主任技師、甘藷馬鈴薯主任技師
- 農事試驗場 種藝部主任技師、陸稻試驗地主任技師、農藝化學部主任技師、病蟲部主任技師
- 農會技術員養成所主任技師
- 農產物検査所長
- 縣農會主任技師

指導班

廳内關係職員、農事試驗場職員、農產物検査所員、縣農會技術員

運営並に指導方法

- 1 企畫係は部長の指揮を受けて指導の根本的方針を協議決定する。
- 2 指導班は六班とし、各班に班長・副班長を置き、縣下を六地區に分けて之を責任區域として増産計畫・耕種改善規程・施肥基準及行事日程等により一ヶ年を通じて一貫指導に當る。
- 3 病害蟲の發生等特別な事態が發生した場合には、當該班以外の班員であつても最も適任な職員を特派して指導に當らせる。
- 4 指導班は擔當區の指導部と密接な連絡を保ちつゝ市町村を對象として指導する。
- 5 各指導班は企畫係の決定した指導要項、督勵要項に基き

00100

更に其の細目を決定して周到なる指導を加へる。

- 6 指導班は指導の都度必ず其の結果を詳細に部長、副部長企畫係長に報告し、今後の指導に備へる。
- 7 各指導班は適時連絡協議會を開催する。

(二) 郡食糧増産指導部

- 部長 郡農會會長
- 副部長 郡滞在技術員
- 指導班 班員は郡農會技術員、農產物検査所員、篤農家等から部長が任命又は囑託する。

運営並に指導方法

- 1 指導班は之を數區に分ち、各班に班長を置き、適當の町村を分擔して之を分擔地域として一貫指導する。
- 2 指導部は縣の指導班と密接な連絡の下に増産計畫、耕種改善規程、施肥基準及び行事日程等に依つて町村を指導する。

(三) 市町村食糧増産指導部

- 部長 市町村農會會長 (農會のない所では市町村長)
- 指導部 部員は市町村農會技術員、農產物検査員、青年學校職員、篤農家等から部長が任命又は囑託する。

運営並に指導方法

- 1 指導は農事實行組合等の部落團體を對象として行ふ。
- 2 各農家洩れなく改善事項の實踐に努めしめる爲、農事實

(四) 部落食糧増産挺身隊

- 隊長 部落農業團體長
- 挺身隊 米穀増産實行督勵員、食糧増産實行共勵委員、篤農家、男女青少年團等より隊長が囑託する。

運営方法

部落増産挺身隊は市町村の指導部と密接な連絡を保ちつゝ、隊長の指揮を受けて自ら實踐垂範の實を擧げ、農家各戸を對象として極力指導に努める。

このやうに農業技術を總動員して縣は食糧増産に邁進すると共に、又一方縣廳内に「鳥取縣食糧増産協力會」を設けて食糧増産運動の連絡統制を圖り、これが増産確保に協力せしめることとなつたが、その組織は會長に知事が當り、委員及び幹事は縣職員並に食糧増産に關係のある團體關係者等から知事より囑託し、尙會長に於て必要と認める時は委員幹事以外に食糧に關して識見を有する者の出席を求めて意見を徵することになつてゐて、委員會は毎月一回開催される筈であつて、縣廳以外より囑託されてゐる委員は縣會議長・縣農會會長・縣町村長會長・縣畜産組合聯合會長・縣教育會副會長・縣產業組合聯合會長・縣青少年團長・縣婦人會長・國防

婦人會鳥取地方本部長・高農校長・翼贊會支部庶務部長及組織部長
農業救國聯盟支部長等である。



昭和十六年度 米穀増産督勵行事日程

増産數量の割當

- 一月下旬 縣委員會及郡市技術員協議會
 - 二月 郡委員會及町村技術員協議會
 - 二月 市町村委員會及部落團體長實行督勵委員會協議會
 - 二月下旬 部落團體例會各戸割當
- 耕種改善規程の改訂並に周知
同前

- 一月下旬 縣協議會
 - 二月上旬 市町村協議會
 - 二月下旬 部落協議會
- 協議會
縣主催

- 一月より十月まで毎月郡市技術員協議會
 - 郡主催
 - 二月より十月まで毎月、町村技術員協議會
 - 市町村主催
 - 二月より十月まで毎月、部落團體長實行督勵委員施肥改善指導員協議會
 - 實行組合又は部落主催
 - 一月より十月まで毎月例會
- 講習講話實地指導
縣主催

- 二月下旬乃至三月上旬、技術員講習會
- 八月下旬乃至九月上旬、自給肥料増産施設改善指導員講習會
- 郡主催
- 二月中、下旬、部落團體長實行督勵委員講習會
- 市町村主催
- 二月下旬乃至三月中旬、堆肥積込指導
- 四月中、肥料共同配合實地指導
- 指導班の派遣

- 第一回 増産割當數量耕種施肥基準實施計畫準備
- 縣 二月下旬―三月上旬 郡 二月中旬―三月上旬
- 指導督勵重點
- (1) 増産數量割當、耕種改善規程、施肥基準の改訂周知の進捗徹底
- (2) 實地準備(堆肥の積込、種籾の準備手配、作付計畫、農

00102

機具修理使用、自給肥料増産、肥料調整等)の督勵

- (3) 藥の取入、畦畔雜草燒の督勵

第二回 苗代改善 災害対策 灰の蒐集
縣 四月初旬―五月上旬、郡 四月上旬―五月上旬
指導督勵重點

- (1) 苗代用灰の蒐集
- (2) 選種、種籾消毒
- (3) 苗代改善(播種期、播種量、苗代日數、施肥量、灌溉水等)
- (4) 病害蟲防除
- (5) 災害対策

第三回 苗代管理 本田準備 苗代病害防除
縣 五月中旬―六月上旬、郡 五月中旬―六月中旬
指導督勵重點

- (1) 苗代管理(灌溉水、除草追肥等)
- (2) 本田準備(施肥法注意、水利協定、勞力調整、共同作業計畫、病害蟲豫察早期發見等)
- (3) 苗代病害蟲防除(螟蟲捕蛾採卵、泥負虫、苗代稻熱病等)

第四回 本田管理 病害蟲防除
縣 七月中、郡 七月上旬―八月上旬
指導督勵重點

- (1) 本田管理(中耕、除草、灌溉排水、秋落ち防止の追肥)
- (2) 病害蟲防除(螟蟲喰入莖の處分、稻熱病葉卷・紋枯病の發生注意)

- 第五回 本田管理 病害蟲防除 綠肥種子播種
- 縣 八月下旬―九月中旬 郡 八月下旬―九月下旬
- (1) 本田管理(落水改善、稗拔、刈取時期)
- (2) 秋蒔綠肥(種子手配並播種)
- (3) 病害蟲防除(葉鞘變色莖の摘採、穗首稻熱病葉鞘散布、浮塵子驅除)

一齊實行
堆肥の取入、畦畔雜草燒 三月中
春播綠肥の播種

苗代用灰の蒐集 四月上旬―五月上旬
適期播種 四月下旬―五月中旬
元肥藥劑撒布 五月下旬―六月下旬
苗代藥劑撒布 五月下旬―六月下旬
泥負虫一齊驅除 六月中下旬
(山間部)

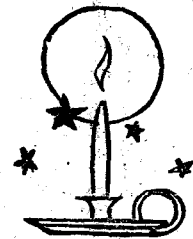
自給肥料増産草刈 七月―八月
一齊實行
苞蟲一齊驅除 八月中旬
(平坦部發生地方)

稻熱病防除藥劑
葉鞘變色莖 八月下旬―九月
稗一齊摘拔
稗一齊摘取
印刷物の配布
一月 地域別耕種規程(縣)堆肥積込に關するもの(縣)肥料

00101

調整共同保管に關するもの(縣)
 二月 町村別耕種改善規程(郡) 施肥基準(縣) 部落別耕種改善規程(市町村)
 三月 稻葉處分畦畔雜草燒堆積に關するもの(縣) 各戶增産目標票(縣) 春播綠肥増殖に關するもの(縣) 灰蒐集督勵に關するもの(縣) 苗代改善に關するもの(縣)
 四月 施肥改善に關するもの(縣) 苗代病害蟲除去に關するもの(縣)
 五月 本田準備に關するもの(縣)
 六月 本田病害蟲除去に關するもの(縣)
 七月 追肥施用に關するもの(縣) 本田管理に關するもの(縣)
 八月 葉鞘變色萎縮採穂首稻熱病防除に關するもの(縣)
 九月 落水期改善刈取時期適正に關するもの(縣)

米麥増産計畫參考表



◇米麥増産計畫
 國 計畫 對比(縣)計畫 實績
 昭和十四年度 增産數量 六、四六〇石 六、六九二石 一石

増産數量 四、〇〇〇、〇〇〇
 目標數量 六、四六〇、〇〇〇
 (昭和十五年度)
 基準數量 六、四六〇、〇〇〇石
 増産數量 三、五五〇、〇〇〇
 目標數量 七、〇〇〇、〇〇〇
 日標數量 七、〇〇〇、〇〇〇

◇郡市別昭和十五年度米穀増産成績

郡市名	増産目標數量	農林統計ヨリ實收高	比較
鳥取市	一七、四七〇石	一六、六四〇石	△
米子市	一七、六六〇	一六、三三〇	△
岩美郡	七、〇〇〇	七、一八〇	△
八頭郡	一〇、一三三	一〇、六六一	△
氣高郡	九、六六四	一〇、一三三	△
東伯郡	二、三三〇	二、三三〇	△
西伯郡	一、七二二	一、七二二	△
日野郡	八、三〇八	七、九三三	△
計	六四、五〇八	六三、八〇〇	△

◇昭和十六年度米穀増産計畫數量

郡市別	生産基準數量	増産計畫數量	昭和十六年度増産目標
鳥取市	一七、八〇〇石	一八、二〇〇石	一八、二〇〇石
米子市	一六、七七一	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇石
岩美郡	七、〇三三	七、四〇〇	七、四〇〇石
八頭郡	六、六六六	七、一三三	七、一三三石
氣高郡	九、六六六	一〇、一三三	一〇、一三三石

内譯
 郡市別 昭和十六年度 同 陸稻作付見込
 水稲作付見込 陸稻作付見込
 鳥取市 八、四八八 町反 町反 八、四八八
 計 八、四八八 町反 八、四八八

郡市別	昭和十五年	平均	陸稻四ヶ年	水陸稻ヲ通シタル反當數量
米子市	七、八八五	七、八八五	一、三三三	九、二一八
岩美郡	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
八頭郡	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
氣高郡	四、四四四	四、四四四	四、四四四	四、四四四
東伯郡	八、二二二	八、二二二	八、二二二	八、二二二
西伯郡	六、三三三	六、三三三	六、三三三	六、三三三
日野郡	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
計	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三

◇反當收量 (水稲)

郡市別	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十五年	平均	陸稻四ヶ年	水陸稻ヲ通シタル反當數量
鳥取市	二、二二二石	二、二二二石	二、二二二石	二、二二二石	二、二二二石	二、二二二	二、二二二
米子市	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
岩美郡	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
八頭郡	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
氣高郡	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
東伯郡	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
西伯郡	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
日野郡	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二
計	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二

◇郡市別反當收量増加ノ趨勢 (水陸稻)

郡市別	昭和十五年	昭和十五年実績	昭和十六年度	當初基準反當	備考
鳥取市	二、二二二石	二、二二二石	二、二二二石	二、二二二	
米子市	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	
岩美郡	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	
八頭郡	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	
氣高郡	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	
東伯郡	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	
西伯郡	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	
日野郡	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	
計	二、二二二	二、二二二	二、二二二	二、二二二	

00105

郡市別	町村數	基礎數量	基礎數量ヲ超過セル市町村數	基礎數量ヲ超過セル市町村數	計	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	比較(本年目標ニ對スル)
米子市	1	1,969	2,000	1	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	100%
岩美郡	1	2,141	2,141	1	2,141	2,141	2,141	2,141	2,141	2,141	2,141	2,141	2,141	2,141	100%
八頭郡	1	2,000	2,000	1	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	100%
氣高郡	1	2,133	2,133	1	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133	100%
東伯郡	1	2,186	2,186	1	2,186	2,186	2,186	2,186	2,186	2,186	2,186	2,186	2,186	2,186	100%
西伯郡	1	2,186	2,186	1	2,186	2,186	2,186	2,186	2,186	2,186	2,186	2,186	2,186	2,186	100%
日野郡	1	1,969	1,969	1	1,969	1,969	1,969	1,969	1,969	1,969	1,969	1,969	1,969	1,969	100%
計	6	21,614	21,614	6	21,614	21,614	21,614	21,614	21,614	21,614	21,614	21,614	21,614	21,614	100%

最近九ヶ年收量実績

昭和	收量
昭和七年	六九八、六八九石
昭和八年	七四九、七三一
昭和九年	五七九、〇六六
昭和十年	六二一、三五五
昭和十一年	七二一、九八〇
昭和十二年	六九六、四五四
昭和十三年	七三六、〇〇八
昭和十四年	七一六、八五〇
昭和十五年	七四二、八二〇

昭和十五年度麥類増産計畫

郡市別	町村數	基礎數量	基礎數量ヲ超過セル市町村數	計
鳥取市	1	1,969	1	1,969
米子市	1	2,000	1	2,000
岩美郡	1	2,141	1	2,141
八頭郡	1	2,000	1	2,000
氣高郡	1	2,133	1	2,133
東伯郡	1	2,186	1	2,186
西伯郡	1	2,186	1	2,186
日野郡	1	1,969	1	1,969
計	6	21,614	6	21,614

00106

青少年學徒の食糧増産運動



青少年學徒の勤勞作業

聖戰の完遂、大東亞共榮圈の確立は皇國の使命でありまして、我が國民は渾身の努力を傾けてこの使命達成に邁進してゐるのであります。従つて我が國の國民教育に於てもその體制の中に於てこの大使命達成の業に参加し、學徒本來の責務たる學業にいそしむと共に、必要に応じて直接國家の政策に參與すべき實踐的訓練を行ふことは大切なことと云はなければなりません。依つて本年二月八日、文部省は農林省と協議の上青少年學徒食糧飼料等増産運動實施に關する通牒を發したのであります。

作付計畫面積

基準	増加	反	計	前年	最近五ヶ年
大麥	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
裸麥	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
小麥	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

の學生生徒の集團勤勞作業運動實施については既に昭和十三年六月に通牒を發してゐるのであります。しかしてこの集團勤勞作業運動の主要目的は學校に於ける實踐的教育訓練にありまして、主眼とする所は概ね次の點にあるのであります。

- 一 師弟一體、同僚共勵してその人格的接觸を深めつゝ規律・協同・隨順等の團体的精神を涵養せしめること。
- 二 勤勞を愛好し尊重する風を養ふと共に、國家的公共的作業に従事せしめることによつて國家公共に奉仕する態度を實踐的に深からしめること。
- 三 身体を鍛錬し、困苦艱難に耐へる不撓の意志と旺盛なる活動力とを鍊磨せしめること。
- 四 快闊な自然や、國土の中にあつて作業させ、素朴雄健、清明闊達な精神を培はせると同時に、肇國以來彌榮に繼承した神聖なる我が國土に對し、一層敬虔の念を深からしめること。

00107

このやうな意味から今次事變勃發以來學生生徒児童及び青年團員は、この集團勤勞作業によつて食糧・飼料・木炭等の増産に協力して多大な効果を収めて來たのでありますが、最近に至つて東亞共榮圈確立の爲には國民をして食糧問題に對して不安を起させないことが、根本的の要件となり、食糧増産の必要はいよいよ緊迫を加へるに至りましたので、文部省では農林省と協力して青少年學徒をこの食糧増産運動に参加せしめることとなつたのであります

△増産運動と學業

今回の食糧増産運動の眼目は、時局下の青少年學徒をして身を挺して國策に協力せしめる實踐教育にあるのであります。従つてその意義を徹底させる爲にこの運動に参加することを正課に準じて取扱ふことになつてゐるのであります。この點は學校教育の實踐的發展として劃期的なものであるといへます。

この運動による實施作業の種類は開墾・土地改良・麥刈・田植・摘桑・草刈・除草・麥調製・稻刈・耕耘・堆肥の造成または收穫物及び肥料の運搬等でありまして、食糧並に飼料等の増産を行ふ一方、更に努力不足のために荒廢しようとしてゐる土地または未墾地・休閑地等を活養するにあらるのであります。

即ちこれ等の食糧等の増産に關する作業について、關係機關から努力の援助を求められる場合には、學校は速かに學徒を動員して所要の勤勞作業に従事させるやうにしなければなりません。それから又、學校は出来るだけ直營の農場を設定し、學徒を動員して食糧増産に従事させるやうに努めなければならぬのであります。尙特に今回の通牒で注意すべきことは、農繁期その他必要な

時には授業を廢して自家農業に従事することを認めてゐることであります。

この農業増産運動に對する學徒の参加について最も重要な點は食糧増産の勤勞作業の實施日と學校の授業との關係であります。いふまでもなく成るべく休業日又は放課後の時間を充當すべきであります。必要に應じては授業日とか授業時間を勤勞作業に振り替へて實施することが認められることになつたのであります。

そして正課の授業を廢してこれに充當するのは大体一學年を通じて三十日以内と定められて居りまして、この勤勞作業に振替へられた日數又は時間數は、授業したものと見なされることになつてゐるのであります。尤も青年學校生徒が勤勞作業に従事した場合には、授業及び訓練時間數の取扱に關しては特別の通牒があつてゐるので、その方針に基づいて取扱はねばなりません。

尙、別に大日本青少年團長に對しても右に述べたと同様の趣旨で食糧増産に寄與するやう通牒が發せられて居ります。

以上が學校に於ける實踐教育の一方法としての集團勤勞作業の精神と、今回の青少年學徒食糧増産運動實施の概要であります。元來文部省がこの運動に對して學徒をして積極的に参加させることにした本義は、教學一体の原理と心身一如の境地とに於てよく知・徳・體を鍊磨し、皇國民たるの知行の陶冶を通じて臣道實踐に邁進して、皇國永遠の進展の負荷に堪へる素地を培ふことを大眼目とするものでありますから、關係機關はもとより學生生徒としては、飽くまで右の根本趣旨に従つて、協心戮力、本運動の目的達成に邁進されんことを切望すると共に、又一面この努力奉

00108

仕を求められる側にあつても、よく本運動の根本趣旨を理解して學徒をしてよくその本分を完うせしめるやう常に適當な配慮を行つて、銃後國民としての學徒の指導教化に留意せられたいのであります。



陋習一洗

今から七十四年前、明治元年の三月十四日 明治天皇に於かせられては紫宸殿にお出ましになり、御親政の御方針を皇祖皇宗の神々に御誓ひあそばされました。それが五箇條御誓文であります。かしこくも 明治天皇にはこの日更に國民に對して御宸翰を賜つたのであります。そのお言葉の中に

天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆 朕カ罪ナレハ
と仰せられ、なほ

親ヲ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニハ萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置シコトヲ欲ス

と、まことに速大なる大御心を告示しなされたのであります。私どもは今日の重大時局下に結ばれました日獨伊三國同盟に際して賜りました 詔書に

萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安シセシム
と、仰せられてあるのを拜見いたしました。いよいよ深遠なる大御心に感激いたしましたのであります。このやうに、明治の御代は申すまでもなく大正昭和の御代に於きまして、この御精神によりまして日に月に國の礎を固め、遂に今日のやうな立派な日本にすることができたのであります。

けれども、この立派な日本をこまかく觀察いたしますとおそれおほいことではあります。この御精神がいまだに行き届かないことや誤られてゐる點がありますのはまことに恐懼の至りであり残念至極のことではあります。

五箇條御誓文の中に

舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
と仰せられてあります。これだけについてみましても、果してこの御精神が國民の間によく徹底してをりませうか。方位を氣にするとか丙午の迷信などはどれほど私共の日常生活を禍ひしてゐることとせう。もつと遺憾なことはいまだに同胞差別の陋習を破ることができないのであります。

それまでは皮革に關係する職業についてゐたとか、その他つまらぬ理由で封建制度の犠牲となつて差別されてゐる者は、明治のはじめに發せられました太政官布告によりましてすつかり解放されて、一君萬民の有難い御代になつたのであります。

ところがこの馬鹿げた陋習は、なかなか根強く私どもの頭の上にひそんでゐて、就職とか、結婚とか、いろいろ社會生活の上に

00109

つきまといつて國民一體の實をあげる妨げをしてゐるのであります。特に今日世界新秩序建設のために國をあげて聖戰を進めてをりますとき、御稜威のもとに官も民も、老いも若きも男も女も、すべてが一つ心となつて力をあはせてゆかなければならぬときに、あれは何だとか何所の生れだとか、いらぬ詮議だてをして國民一體の結束を妨げるやうなことが少くないといふことはまことに聖慮にそむくことで、國民として申譯ないことであり残念なことでありませう。

今や我が國は支那事變が勃發してからもう五年目にもなり、我が國と志を同じうする獨伊と同盟を結び、八紘一宇の肇國の精神に基き世界新秩序建設に向つて邁進してゐるのであります。實に歴史の上これほどの重大局面にぶつかつたことはないものであります。これを切りぬけるには、まづ國內の新體制を確立し、高度國防國家を建設しなければならぬのであります。新體制と申しましたも、決して新しいものでもむづかしいものでもありません。國體の本義をよく考へて日本の國民が本来の姿にかへることなのであります。すなはち國民の一人一人が、大御心を奉戴し、日常生活を通じて各其の職域に於いて皇國のために滅私奉公することのできる國民組織を整へることでありませう。一億の國民が眞に生きた一體となつて、縦に横に一分のすきもないつながりを以つて、皇國のために御奉公できるやうに國民組織を變へてゆくことであります。大政翼贊運動が發足したのはこの大使命を果すためなのであります。

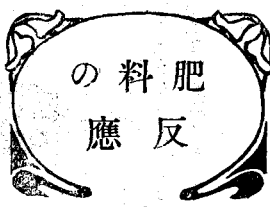
ところが前に申しましたやうに、御誓文の御精神にそむくやう

な舊來の陋習がのこつてゐて、國民一體の實をあげる妨げをしてゐるのであります。これを考へないならばどんなに形の上だけできれいな國民組織が出来上つてもそれは造花と同じやうなもので香りもなく實も結びません。生命がないからであります。全國民がほんとうに生きた一體となるためには、御誓文の御精神を奉戴して舊來の陋習をすつかり洗ひ落さなければならぬのであります。

今こそ、差別したとかされたとかいふやうな、いまはしい陋習などを考へてゐるときではないのであります。全國民がほんとうに生きた一體となつて、一身の生活も享樂も個人の榮譽も利益もすべて皇國のために捧げなければならぬのであります。高度國防國家體制を整へます上に、われわれの今日までの誤つた考へ方を改めて、全國民が生きた一體とならなければならぬことについていろいろ述べてきたのであります。これが東亞共榮圈の基調なのであります。これを忘れたら東亞共榮圈は決して確立されないのであります。

御承知の通り東亞共榮圈内にはいろいろ異つた民族があります。これがお互に理解し、手を握りあつてゆかなかつたならば東亞の安定は望みえないのであります。ところが、その中軸をなす我が國民が生きた一體となりえず、今までの自由主義や個人主義にとらはれて自分のことだけを考へたり舊來の陋習にとらはれて、同胞同志の間の差別さへどりのけることができないで、どうして東亞を指導してゆくことができませう。東亞諸民族、ひいては世界を指導する地位に立つべき我が國民として、ここに深

00110



肥料の反應

く反省するところがなければならぬのであります。私どもは非常なる決意を以つて、こころの奥底から舊來の陋習を洗ひ淨め、一億同胞打つて一丸となり、新體制の確立に突き進み、滅私奉公臣道實踐の實を擧げ、以つて大御心に副ひ奉らなければならぬのであります。

肥料の反應は土壤の反應に影響を與へ、延いては作物の生育に關係を及ぼすものであるが、この肥料の反應は

化學的反應 肥料水溶液の反應
生理的反應 肥料を土壤に施した後に示す反應

の二つに區別せられる。この兩種の反應は必ずしも一致するものではなく、又作物の生育に及ぼす影響も異なるものであるから兩者を明確に區別して置く必要がある。

(1) 化學的反應

肥料を水に溶解した場合に、その水溶液の化學的反應に依つて肥料を酸性・中性・鹽基性の三種に區別する。今それ等の一、二の

例を示せば次の通りである。

酸性肥料……過磷酸石灰

中性肥料……硫酸、硫酸加里、智利硝石

鹽基性肥料……石灰、木炭

化學的反應は肥料水溶液の反應であるから肥料を配合する上には是非心得て置かねばならない。例へばアンモニア性窒素を含む肥料(例へば硫酸)に、化學的鹽基性肥料(例へば木炭)を混合すればアンモニアの揮發を促し、窒素成分を損失するから兩者を配合してはならぬ。又腐熟した人糞尿は炭酸アンモニアを含む鹽基性反應の肥料であるから、アンモニアを空氣中に失ひ易いが、之に酸性肥料の過磷酸石灰を加へると反應が矯正されてアンモニアの揮發を抑制することが出来る。糞渣を堆積貯藏する場合に過磷酸石灰を添加するのも同一の理由に基くものである。

(2) 生理的反應

硫酸、鹽化加里等の化學的中性肥料を土壤に加へるとアンモニア及び加里は土壤膠質物に結合してゐる鹽基と置換する。この場合土壤膠質物から溶液の方に出る鹽基は主として石灰であるが、斯くして石灰は土壤溶液中に飄逐せられ、結局硫酸石灰或は鹽化石灰として地下に流亡する。一方土壤に結合したアンモニア及び加里は作物に吸収せられ、又アンモニアの一部は微生物に依つて硝酸に變化して結局土壤の反應が酸性を呈するに至る。

又作物は肥料中の肥料成分を多量に吸収する。例へば硫酸に就てはアンモニアを多量に吸収し、智利硝石に就ては硝酸を多量に吸収する。斯くして肥料中の主成分が酸根であるか鹽基であるか

或は又兩方であるかに依つて土壤に及ぼす影響は異なるわけである
斯くの如く肥料は作物の選擇的吸収、土壤の鹽基置換等の作用
に依つて土壤の反應に影響を及ぼすものであるが、之を肥料の生
理的反應と云ふのである。即ち土壤の反應を酸性化する肥料を生
理的酸性肥料、鹽基化する肥料を生理的鹽基性肥料、土壤の反
應に影響を及ぼさない肥料を生理的中性肥料といふ。今二、三の
肥料の生理的反應を例示すれば次の如くである。

酸性肥料……硫酸、硫酸加里、鹽化加里
中性肥料……硝酸アンモニア、過磷酸石灰
鹽基性肥料……智利硝石、石灰窒素、堆肥、厩肥類
有機質肥料の反應は稍々複雑で、大豆粕、綠肥等を土壤に施す
と先づ有機酸が出来て酸性を呈するが、次でアンモニアの生成と
有機酸の分解とが行はれるから反應は漸次鹽基性に傾く。又血粉
魚肥等のやうに窒素含量の多い有機質肥料では、直ちにアンモニ
アを生成するので分解の當初から微鹽基性となる。腐熟せる堆肥
厩肥等は稍々鹽基性の肥料であつて、酸性肥料に依る土壤の酸性
化を或る程度まで防止し得ることが認められる。

文部省推薦映畫

文化映畫	秋吉台	二卷	尋常科高學年及中等學校向
寄生蜂		一卷	同
村の學校圖書館		二卷	中等學校向
和興の海女		三卷	同
船の科學		一卷	同
子供に遊び場を		二卷	
劇映畫	驕の進發	七卷	尋常科高學年及中等學校向
大地に祈る		八卷	
若い科學者		十卷	



昭和十六年三月廿八日印刷
昭和十六年三月廿八日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所